

旅館業、風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業等の 用途に供する建築物の建築等の規制に関する条例 施行規則

(平成16年10月28日)

(西宮市規則第14号)

沿革

平成17年8月23日 規則13号〔1〕

平成20年4月23日 規則3号〔2〕

平成24年1月17日 規則30号〔3〕

平成24年3月30日 規則72号〔4〕

平成26年3月31日 規則76号〔5〕

平成27年3月31日 規則59号〔6〕

平成28年3月30日 規則80号〔7〕

平成28年7月14日 規則8号〔8〕

令和4年3月15日 規則57号〔9〕

(趣旨)

第1条 この規則は、旅館業、風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業等の用途に供する建築物の建築等の規制に関する条例（平成16年西宮市条例第5号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(増築又は改築)

第2条 条例第3条第1項に規定する規則で定める増築又は改築は、それぞれ増築又は改築後の床面積の合計が、当該建築物の新築時における床面積（平成4年11月1日において既に存する建築物については、同日における床面積）の合計（以下「基準床面積」という。）の1.2倍を超えることとなる増築又は改築をいう。

2 既存の建築物を除却し、建て替える行為は、新築とみなす。

(同意申請)

第3条 条例第3条第1項（条例第11条において準用する場合を含む。）の市長の同意を得ようとする者は、旅館業等建築物建築等同意申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図

- (4) 立面図
- (5) 断面図
- (6) 完成予想図
- (7) 営業計画概要書
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 建築物の全部又は一部を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第2条第1項第1号から第3号までに掲げる用途に変更する場合において、市長が認めるときは、他の書類及び図面等をもって、前項第3号から第6号までに掲げる書類に代えることができる。〔8〕

（同意等の決定）

第4条 市長は、前条の規定による申請に基づき、同意をし、又は同意をしない決定をしたときは、旅館業等建築物建築等同意・不同意決定通知書（様式第2号）により申請者にその旨を通知するものとする。

（審査会の庶務）

第5条 条例第3条第4項に規定する審査会（以下単に「審査会」という。）の庶務は、環境局環境総括室環境学習都市推進課において処理する。〔4〕

〔5〕〔6〕〔7〕

（同意制限の除外）

第6条 条例第3条第5項ただし書に規定する規則で定める場合（次項に規定する場合を除く。）は、旅館業等の用途に供する建築物が次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業の施行に伴い建築される建築物
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校の用途に供する施設
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定に基づく組合員の福祉の増進のための施設
- (4) 国民年金法（昭和34年法律第141号）、健康保険法（大正11年法律第70号）又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく福祉施設又は保健施設〔9〕
- (5) 国又は地方公共団体が基本構想（地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に規定する基本構想又はこれに相当する計画をいう。）に即して建築する建築物
- (6) 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）の規定による埋立の免許及び免許条件に基づく用途に従い建築される建築物

(7) 都市計画法第34条第1項第2号の規定に該当するものとして同法の開発許可に係る旅館業の用途に供する建築物

(8) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第2項に規定する公園施設
〔9〕

(9) 既存の旅館業等の用途に供する建築物（まあじやん屋の用途に供する建築物を除く。）の建替えであつて、建替え前と同一の用途に供しようとするものであり、かつ、建替え後の床面積の合計が基準床面積の1.2倍を超えないもののうち、周辺の居住環境及び教育環境を害するおそれがないものとして、市長が審査会の意見を聴き、認めた建築物〔9〕

(10) 既存のまあじやん屋の用途に供する建築物の建替えであつて、建替え前と同一の用途に供しようとするものであり、かつ、建替え後の床面積の合計が基準床面積の1.2倍を超えないもののうち、周辺の居住環境及び教育環境を害するおそれがないものとして、市長が認めた建築物〔9〕

〔2〕〔3〕

2 条例第11条の規定により準用する条例第3条第5項ただし書に規定する規則で定める場合は、用途の変更後の建築物が前項第2号から第4号まで又は第8号のいずれかに該当する場合とする。〔9〕

（施設）

第7条 条例別表第2旅館業の項に規定する規則で定める施設は、別表第1のとおりとする。

（駐車施設の設置基準）

第8条 条例第5条（条例第11条において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める自動車及び自転車の駐車施設は、別表第2のとおりとする。

（事前相談書）

第9条 条例第7条第1項（条例第11条において準用する場合を含む。）の規定による建築等事前相談書の提出は、旅館業等建築物建築等事前相談書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 配置図

(3) 各階平面図

(4) 立面図

(5) 断面図

(6) 営業計画概要書

(7) その他市長が必要と認める書類

2 建築物の全部又は一部を風営適正化法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる用途に変更する場合において、市長が認めるときは、他の書類及び図面等をもって、前項第3号から第5号までに掲げる書類に代えることができる。

〔8〕

(標識の設置)

第10条 条例第7条第2項(条例第11条において準用する場合を含む。次条において同じ。)に規定する標識は、様式第4号とし、当該建築物の敷地内で市長が指示する場所に設置し、及び引き続き45日以上掲出しなければならない。

(住民協議の対象者)

第11条 条例第7条第2項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 旅館業等の用途に供する建築物の敷地から当該建築物の高さの1.5倍の距離の範囲内にその全部又は一部が含まれる土地(道路敷、水路敷、軌道敷その他これらに類する土地を除く。)及び建築物の所有者及び占有者
- (2) 旅館業等の用途に供する建築物の敷地から200メートルの範囲内にその区域の全部又は一部が含まれる町の住民が地縁に基づいて形成した団体であつて、地域的な共同活動を行うことを目的とするもの

(計画の公開等の除外)

第12条 条例第7条第2項ただし書(第11条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定めるときは、旅館業等の用途に供する建築物が次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) まあじやん屋の用途に供し、又は変更するとき。
- (2) 第6条第1項第1号から第8号までのいずれかに該当するとき。〔9〕

(工事完了の届出)

第13条 条例第9条の規定による工事完了の届出は、旅館業等建築物建築等工事完了届出書(様式第5号)により行わなければならない。

(検査結果の通知)

第14条 市長は、条例第10条の規定により検査結果を通知するときは、旅館業等建築物建築等工事完了検査済証(様式第6号)により行うものとする。

(用途の変更の範囲)

第15条 条例第11条第2号に規定する規則で定める範囲は、基準床面積の20パーセントまでとする。

(立入調査員証)

第16条 条例第14条第2項に規定する証明書は、立入調査員証(様式第7号)とする。

(施行の細目)

第17条 前各条に規定するもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(西宮市環境保全条例施行規則の一部改正)

第2条 西宮市環境保全条例施行規則（平成8年西宮市規則第46号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

付 則（平成17年8月23日西宮市規則第13号〔1〕）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年4月23日西宮市規則第3号〔2〕）

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

付 則（平成24年1月17日西宮市規則第30号〔3〕）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の前日にこの規則による改正前の旅館業、風俗営業及び店舗型風俗特殊営業等の用途に供する建築物の建築等の規制に関する条例施行規則第3条第1項の規定による申請が行われた建築物の建築又は用途変更については、改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（平成24年3月30日西宮市規則第72号〔4〕西宮市副市長事務分担規則等の一部を改正する規則19条による改正付則）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月31日西宮市規則第76号〔5〕西宮市副市長事務分担規則等の一部を改正する規則18条による改正付則）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日西宮市規則第59号〔6〕市長の職務代理者に関する規則等の一部を改正する規則16条による改正付則）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月30日西宮市規則第80号〔7〕西宮市副市長事務分担規則等の一部を改正する規則12条による改正付則）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年7月14日西宮市規則第8号〔8〕）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（令和4年3月15日西宮市規則第57号〔9〕）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

[1]

施設の名称	所在地
西宮市郷土資料館	西宮市川添町15番26号
名塩和紙学習館	西宮市名塩2丁目10番8号
西宮市貝類館	西宮市西宮浜4丁目13番4号
西宮市環境学習サポートセンター	西宮市甲風園1丁目8番1号
西宮市立甲子園浜自然環境センター	西宮市枝川町19番10号
みやっこキッズパーク	西宮市芦原町7番32号
阪神甲子園球場	西宮市甲子園町1番82号

別表第2（第8条関係）

[3] [8]

1 自動車駐車場

営業の内容		設置場所	必要台数
風営適正化法第2条第1項第4号に規定する営業（まあじやん屋を除く。）	敷地の全部が鉄道駅より300メートルを超えない範囲内にあるもの	敷地内又は敷地から100メートル以内の土地	遊技機台数の25パーセントの割合で算定した数に相当する台数
	敷地の全部又は一部が鉄道駅より300メートルを超える範囲内にあるもの	敷地内又は隣接地若しくは道路に向かい面する土地	遊技機台数の50パーセントの割合で算定した数に相当する台数
風営適正化法第2条第1項第5号に規定する営業		敷地内	ゲーム機台数の5パーセントの割合で算定した数に相当する台数

2 自転車駐車場

営業の内容		設置場所	必要台数
風営適正化法第2条第1項第4号に規定する営業 (まあじやん屋を除く。)	敷地の全部が鉄道駅より300メートルを超えない範囲内にあるもの	敷地内	遊技機台数の60パーセントの割合で算定した数に相当する台数
	敷地の全部又は一部が鉄道駅より300メートルを超える範囲内にあるもの	敷地内	遊技機台数の40パーセントの割合で算定した数に相当する台数
風営適正化法第2条第1項第5号に規定する営業		敷地内	ゲーム機台数の70パーセントの割合で算定した数に相当する台数

- 備考1 算定した必要台数に1未満の端数があるときは、これを1台とする。
- 2 自転車駐車場は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（以下「原動機付自転車」という。）及び同項第11号の2に規定する自転車（以下「自転車」という。）の駐車できる場所をいう。
- 3 自転車駐車場の原動機付自転車1台当たりの駐車スペースは、長辺が1.9メートル以上、短辺が0.8メートル以上とし、自転車1台当たりの駐車スペースは、長辺が1.9メートル以上、短辺が0.6メートル以上とすること。ただし、駐車器具（ラック）を使用する場合は、この限りでない。